

相次ぐ米軍人による事件・事故に抗議し、綱紀肅正の徹底等を強く求める意見書

去る5月10日、沖縄市山里の国道330号で、嘉手納基地所属の米陸軍兵の男性が運転する乗用車が中央分離帯を越え、タクシーと正面衝突した。タクシーの乗務員の男性が頭部裂傷や胸部打撲を負った。運転していた陸軍兵の呼気から基準値の4倍近いアルコールが検知された。

さらに6月2日、米軍人を指導・監督する立場にある嘉手納基地第18憲兵中隊所属の兵長が、道路交通法違反（酒気帯び）で逮捕されるなど、飲酒に絡み相次ぐ事件・事故が多発している。

酒気帯び運転は重大な不法行為であるとともに一步間違えば歩行者等を巻き込む重大な事故につながるものであり、市民・県民の平穏な生活を脅かすものとして、断じて容認できるものではない。

昨年12月米軍は、事件・事故の減少を理由に、軍人・軍属の勤務時間外行動指針（リバティ制度）を変更し、飲酒に関する制限を大幅に緩和した。ところが緩和措置が取られた直後から、酒気帯び運転や住居侵入など飲酒絡みの米軍兵士の逮捕が相次ぐなど、綱紀肅正の不徹底のための事件、事故が相次ぎ目に余る事態が続いている。

戦後70年が経過した今でも、日米地位協定に守られている米軍の特権意識が事件・事故を誘発していると言っても過言ではない。

よって、本市議会は、市民・県民の人権、生命、財産を守る立場から、相次ぐ米軍人による事件・事故に対し、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して下記事項の実現を強く求める。

記

1. 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償と心のケアを行うこと
2. 米軍人への法令遵守のあり方を徹底し、県民が納得できる実効性のある再発防止策を講じること

さらに事件・事故を起こさぬよう米軍人への綱紀肅正の徹底を求めること

3. 米軍関係者を特別扱いする「日米地位協定」を抜本的に改正すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年7月7日

沖縄市議会

宛先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣